

令和6年3月28日

佐呂間町教育委員会

教育長 谷川 敦 様

佐呂間町部活動地域移行検討協議会

会長 安田 吉雄

町立学校における部活動の今後のあり方について（答申）

令和5年5月24日付けで本協議会に諮問のありました、町立学校における部活動の今後のあり方については、児童生徒の多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、今後の方向性等、必要な事項について議論を重ね、本町の部活動の現状や子ども達のニーズ、保護者や各種スポーツ・文化団体等の意見等を調査・把握し、今後のあり方について取りまとめたのでここに答申します。

今後、本答申が反映され、児童生徒の多様な体験の確保と持続可能な運営の実現に寄与することを期待します。

学校における部活動の今後のあり方について
(答申)

令和6年(2024年)3月
佐呂間町部活動地域移行検討協議会

目次

1	はじめに	3
2	現状及び課題	5
3	基本的な考え方	6
4	部活動の今後のあり方について	7
	I ステップ1 休日の部活動を地域へ移行して行くために	7
	(1) 持続可能な運営に必要な主体のあり方に関する課題	7
	①指導者となり得る主体及びそのあり方について	7
	ア 指導者の急な不在	8
	イ オンラインによる指導	8
	ウ 指導者の指導力の向上	9
	エ 学校との連携	9
	オ 指導者の大会引率	9
	②教職員人事を巡る課題について	9
	ア 人事異動への反映	9
	イ 人事異動による引継ぎ	10
	(2) 地域社会との役割分担に関する課題	10
	①学校の関わり方について	10
	ア 部活動との接続	10
	イ 教育委員会との連携	10
	②地域クラブと教育委員会の連携等	10
	(3) 指導者確保等に関する課題	10
	①指導者の仕事を巡る課題及び人材確保等について	11
	ア 活動の開始時間等の調整	11
	イ 職場の理解	11
	ウ 人材確保	11
	エ 後継者の育成	11
	②指導者に係る費用について	11
	ア 指導者に対する謝礼等	11
	イ 指導者の保険加入	12

(4) 運営にかかる費用、活動場所、交通手段に関する課題	12
①運営に係る費用について	12
ア 地域クラブ運営費の補助	12
イ 個人使用以外の負担軽減	12
②活動場所について	13
ア 活動場所の確保	13
イ 部活動間の調整	13
③交通手段について	13
ア 交通手段の確保	13
イ 町内に点在する施設の利用及び交通手段	13
Ⅱ ステップ2 休日の地域移行（ステップ1）を踏まえ、順次、平日の部活動を地域移行していくために	14
(1) 教職員人事及び再び部活動に戻す可能性に関する課題	14
(2) 教職員人事以外に関する課題	14
(3) 高等学校との接続に関する課題	14
5 おわりに	15
<参考資料>	16
資料1 諮問書の写し	
資料2 佐呂間町部活動地域移行検討協議会設置要綱	
資料3 佐呂間町部活動地域移行検討協議会委員名簿	
資料4 佐呂間町部活動地域移行検討協議会等開催状況	
資料5 アンケート調査結果	

1 はじめに

佐呂間町は、北海道の北東部、オホーツク管内のほぼ中央に位置し、北方は一帯がサロマ湖に面し、東方から南方にかけては北見市、西方には遠軽町、湧別町が隣接している。管内の中核都市である網走市、紋別市、北見市までの所要時間は約1時間を要し、町の面積はサロマ湖を含み404.94km²、東西約32kmにわたり開け、主に三つの市街地域から構成されている。

主な産業は、乳用牛による酪農及び肉用牛飼育の畜産業、畑作からなる農業、そして、豊かな漁場であるオホーツク海に面したサロマ湖で養殖されるホタテ漁を中心とした漁業等の一次産業が基盤となっている。その他、製造業やサービス業が展開されている。

また、サロマ湖を望む幌岩山展望台等の自然豊かな景観に触れることができる町である。

佐呂間町の人口は、令和6年1月末現在4,661名となっている。平成30年度に策定した第5期佐呂間町総合計画(2021~2030)では、基準年(平成30年度)の人口総数5,237人、人口区分毎では、0歳から14歳が517人(構成比9.9%)、15歳から64歳が2,713人(構成比51.8%)、65歳以上2,007人(構成比38.3%)とされており、計画の最終年次である令和12年度(2030)には、出生率の低下と社会的要因による減少から3,794人となることが推計されている。人口区分毎には、0歳から14歳が364人(構成比9.6%)、15歳から64歳が1,708人(構成比45.0%)、65歳以上1,722人(構成比45.4%)になることが推計され、65歳以上の高齢者の比率が45.4%と基準年に比べ7.1%高い割合を占めることが推計されている。

また、産業毎の人口では、令和2年の国勢調査における15歳以上の就業者総数は2,596人であり、そのうち、本町の基幹産業である第一次産業である農業、漁業、林業に従事する人口は812人(農業460人、漁業442人、林業等18人 構成比31.3%)、第二次産業の建設業、製造業等に従事する人口は623人(構成比24.0%)、そして、第三次産業のサービス業等に従事する人口は1,154人(構成比44.5%)、その他7人となっている。働き盛りの15歳から64歳までの層が6.8%減少することは重要な視点である。

子ども達の学びの場である学校は、小学校は、平成18年の学校再編により、9校が3校に再編され、中心市街地の佐呂間地区、農業を中心とした地域の若佐地区、漁業の中心地域の浜佐呂間地区にそれぞれ小学校が設置されている。各学校は地域との結びつきが強く、それぞれの地域に根ざした学校として学びが展開されている。

中学校も前述の3つの地域にそれぞれ設置されていたが、統合されて中心市街地に佐呂間中学校が1校設置されているのみとなっている。

高等学校は、北海道立の佐呂間高等学校が設置されており、中学校を卒業した生徒の5~6割が進学している。

また、子ども達の通学は、中心市街地の生徒は徒歩による通学が主であるが、それ以外の地域に居住する子ども達が中学校、高校に通学する際は、スクールバスを利用して通学して

いる。この距離は、中心市街地西側の若佐地区方面からは最長約 15 km、東側の浜佐呂間地区方面からは最長約 20 kmと距離が長く、1 時間以上乗車する生徒もいることから大きな負担となっているが、通学にはスクールバスが必要不可欠な交通手段となっている。

子ども数は、出生率の低下など様々な要因から年々減少している。将来の生徒数の予測として、令和 5 年の学校基本調査では、佐呂間中学校の生徒数は 114 名であるのに対し、令和 9 年には 100 名を下回り、第 5 期佐呂間町総合計画の最終年次の令和 12 年には 63 名になることが予想されている。その後、概ね 70 名程度で推移することが予測されているが、再び生徒数が 100 名を超えることを予想することは難しく、団体スポーツのチーム編成や運営にも一定の影響が出てくることが危惧される。

このような少子化は佐呂間町に限ったことではなく、スポーツ庁は中央審議会答申及び国会の審議を踏まえ、令和 2 年（2020 年）9 月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を発表し、休日部活動の段階的な地域移行等を推進する方針を示した。令和 4 年（2022 年）12 月には、スポーツ庁及び文化庁は、平成 30 年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。この中で、休日における部活動について地域の環境の整備を推進する、及び令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じた可能な限り早期の実現を目指すことが示された。

これを受けて、佐呂間町部活動地域移行検討協議会（以下「本協議会」という。）は、令和 5 年 5 月 24 日に佐呂間町教育委員会教育長から、児童生徒の多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、「町立学校における部活動の今後のあり方について」の諮問を受けた。

本協議会は、佐呂間町部活動地域移行検討協議会設置要綱に基づき設置され、町立学校における部活動の今後のあり方を考えるにあたって、今後の方向性等、必要な事項について意見を述べるため、5 回にわたって議論を重ねてきた。これらの協議において、本町の部活動の現状や子ども達のニーズ、保護者や各種スポーツ・文化団体等の意見等を調査・把握し、今般、部活動の今後のあり方について取りまとめた。

町立学校における部活動の今後については、本答申が反映され、児童生徒の多様な体験の確保と持続可能な運営の実現に寄与することを期待する。

佐呂間町部活動地域移行検討協議会
会 長 安 田 吉 雄

2 現状及び課題

学校部活動は、学校教育の一環として行われており、異年齢との交流の中で、体力や技能の向上はもとより、生徒同士や教師と生徒等との人間関係の構築、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養などの教育的意義を有している。

そもそも学校部活動を設置するかどうかは各学校の判断によるものであるが、現在、佐呂間中学校では以下の部活動が設置されている。

【設置部活動】野球部、サッカー部、男子バスケットボール部、女子バレー部、吹奏楽部

しかしながら、令和5年6月に本協議会が中学生及び小学校4～6年生に行ったアンケート調査の結果では、運動系ではバドミントン、卓球、eスポーツ、スノーボード、ダンスが、文化系では、写真、美術、茶道、歌に多くの希望が見られ、子ども達のニーズに沿った部活動が設置されていない現状にあり、保護者のアンケート結果からも、バドミントン部の新設が求められたところである。現に、本協議会において協議を重ねることに並行して、佐呂間中学校では、令和5年9月に、新たにバドミントン部、男子バレーボール部及び女子バスケットボール部の3つの部が新設されたことは、部活動を地域移行して行こうとする全国的な流れの中において異例な経過と言えるが、それには本協議会における協議を踏まえた背景があることを認識しておく必要がある。

また、多数ではないものの、様々な活動の希望があることが確認されたことも同様に認識しておく必要がある。

一方、保護者が部活動の地域移行に関して課題と感ずることとして、「人材の確保」「外部の指導者の指導力や人柄」「参加する場合の交通手段」「受け皿となる団体などの整備」を挙げた保護者が多く存在することが明らかとなった。

このことから、単に人数を確保するのみならず、当該指導者が子ども達や教職員と良好な人間関係を構築することも重要な要素であると考えられる。

本協議会では、具体的な移行の際に考えられる課題を抽出し、佐呂間町における部活動の地域移行のあり方を以降に整理した。

なお、以下で「子ども達」と表記されている対象は、あくまでも「中学生」を意味するものであることを申し添える。

3 基本的な考え方

部活動の地域移行の検討を進める上で、本協議会が柱に据えた観点は以下の2点である。

1つ目は、国は、「まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進」と整理していることから、まずもって「休日の活動を移行する際の課題」を整理した上で、更に「平日における活動を移行する際の課題」に分けて整理することとした。

2つ目は、子ども達のニーズを踏まえつつ、指導者、子ども達、保護者、教職員との関係の構築を重視することである。

部活動を地域移行する際の最大の懸案事項は、子ども達、保護者、指導員、教職員の四者の信頼関係やコミュニケーションであり、これら四者の信頼関係やコミュニケーションが深まらないうちに地域移行した場合、様々なトラブルが生じかねない。それらのトラブルが学校に持ち込まれ、子ども達がトラブルを抱えながら学校生活を送り、教職員もまたトラブル解決に奔走するようなことは絶対に避けなければならない。

よって、指導できる者がいる場合、限りなく地域移行に近い距離間にある部活動指導員制度を活用し、部活動指導員を配置した上で、四者との関係を構築し、信頼関係やコミュニケーションが深まった部活動から順次地域移行して行くことが望ましいと考える。

そのため、部活動が設置されていない活動については、新たに部活動を設置した上で、部活動指導員を配置する必要がある。

4 部活動の今後のあり方について

「3 基本的な考え方」における1つ目の観点を踏まえ、地域移行のあり方を2段階に分けて整理した。すなわち、「休日の部活動を地域移行して行くために」をステップ1として、「休日の地域移行（ステップ1）を踏まえ、順次、平日の部活動を地域移行していくために」をステップ2としたものである。

また、2つ目の観点である「子ども達のニーズ」を踏まえるならば、そのニーズは多様である。中学校において多様な部活動を設置できない最大の理由は、教職員の人数に限りがあることであり、子ども達のニーズに出来る限り応えていくためには、教職員以外の指導者の協力が必須である。

これらの課題に対する対応について、以下のとおり整理した。

I ステップ1 休日の部活動を地域へ移行して行くために

(1) 持続可能な運営に必要な主体のあり方に関する課題

①指導者となり得る主体及びそのあり方について

外部指導者の確保は、各種スポーツ少年団やスポーツ、文化団体等に所属している者が第一に考えられる。この他、これらの団体に属していないものの、子ども達のニーズのあるスポーツや文化芸術の経験のある者、そして、指導に携わりたい教職員、大きくこの3者が考えられるところである。

その上で、「部活動指導員の経験を経た後に地域移行していく際の主体」、というプロセスを考えなければならない。

まず、「部活動指導員」に関してである。

各種スポーツ少年団やスポーツ、文化団体等に属する公務員以外の者を部活動指導員に任命することは、当事者が当該団体等における調整をしつつ、教育委員会と個別に協議する中で可能である。

教職員以外の公務員を部活動指導員とする場合は、1週間当たりの総勤務時間を鑑みれば、特別非常勤職員である部活動指導員となることは事実上困難である。

教職員の場合は、現状のまま部活動の顧問として指導を行うこととなるが、地域移行した場合については以下で整理する。

次に「部活動指導員の経験を経て地域に移行する場合」である。

この際に課題となるのは、その主体である。すなわち、部活動指導員の活動はあくまでも学校教育の一環である部活動であるが、地域移行した場合は、学校教育の一環から完全に切り離された体制で実施する活動となるものであり、その主体と町がどのような関係を構築して活動を展開していくのか、課題となる。

前述のとおり、協力先としては、アンケート調査を行った各種スポーツ少年団やスポーツ、文化団体等が第一に考えられるところである。各種スポーツ少年団やスポーツ、文化団体等はそれらを束ねる本部等が構成されている。

よって、教育委員会が地域移行後の活動の主体として業務協定を締結する方法としては、各団体と業務契約を締結する方法と、各団体を取りまとめている本部等と業務契約を締結する方法が考えられる。

また、教職員も教職員以外の公務員も、まずもってこれらの団体に加入し（以下、「地域クラブ」という。）、その上で教育委員会との締結内容に基づき、これら団体からの派遣により部活動から地域移行された活動（以下、「地域クラブ活動」という。）の指導を行うことが望ましい。

なお、教職員以外の公務員は、部活動指導員を経験せずに地域クラブに所属し、兼職兼業により指導に当たらざるを得ないことに留意すべきである。すなわち、子ども達、保護者、教職員との信頼関係の構築をしながら指導に当たることとなることから、一定期間、教職員による指導助言を受けるなどの支援が必要である。

また、教職員が指導に携わりたい場合は、地域クラブに所属した上で、当該地域クラブ等からの兼職兼業で指導に携わることとすることが望ましい。

この他、佐呂間町内に在住していなくとも、オンラインによる指導も1つの方法であることを選択肢の1つとして考えておくべきである。

また、指導者の高齢化等により、一旦地域移行したものの存続が出来なくなる場合も考えられるところであり、「子ども達のニーズにいかに対応していくか。」、ということ考えた場合、再度部活動に戻すことも考えられることに注意を払う必要がある。

その上で、地域クラブ活動に移行する際に考えられる課題に対し求められる対応を以下に示す。

ア 指導者の急な不在

多くの指導者は仕事を持っており、急遽指導に来られなくなることは十分予想されることである。その場合、地域クラブ活動が実施できないことに陥らないよう、複数の指導者を確保し、指導者間で調整できる体制を構築することが重要である。それでもなお指導者が不在となった場合には、「動画等により技術を確認する。」、「筋力トレーニングを行う。」、「子ども達で戦略や効果的な練習のあり方を議論する。」など、見守りがなくとも安心安全に子ども達が自ら主体的に行うことのできる活動が出来よう、日頃から指導したり、プログラムを準備しておくなどの措置も考えておくことが望まれる。

イ オンラインによる指導

子ども達の多様なニーズに応える際、町内や近隣市町村在住の直接指導できる者が見つからない場合も考えられるところであり、その際のような場合、オンラインによる指導の活用も視野に入れるべきである。

そのため、既にオンライン指導を取り入れている先進事例を参考に、今後の体制構築

に向けた検討を進めことが望まれる。

ウ 指導者の指導力の向上

複数の指導者を確保する体制を構築したとしても、指導者により指導方針や方法にバラツキがあれば、指導を受ける子ども達に混乱が生じかねない。

よって、同一活動における指導者間において、指導方針や方法の共通理解を図り、統一した指導方針や方法のもと指導に努めることが重要である。

そのため、指導者の研修、定期的な指導者間のミーティングを実施し、統一した指導方針や方法を構築する必要がある。

エ 学校との連携

部活動が地域移行されたとしても、子ども達の主たる活動の場は学校であり、地域クラブ活動におけるトラブル等が学校に持ち込まれ、子ども達がトラブルを抱えながら学校生活を送り、教職員もまたトラブル解決に奔走するようなことは絶対に避けなければならない。

そのため、学校との連携は不可欠であり、地域クラブ活動において子ども達の気になる行動や言動等があった場合は、速やかに電話やメール等で教職員に連絡したり、長期的な対応になりかねない場合は、経過がわかるよう連絡帳等に記載するなどの備えも必要と考える。

オ 指導者の大会引率

地域クラブの指導者の引率の可否は、競技によりバラツキがある現状にある。地域クラブの指導者が大会等に引率できる環境を整えるため、関係機関(中体連等)と情報共有したり、要請を行うことが必要である。

②教職員人事を巡る課題について

ア 人事異動への反映

地域クラブに移行した際、指導を担いたい教職員もいれば、経験のない競技等の指導は困難と考える教職員も存在するところである。指導を担いたい教職員は、地域クラブに所属した上で、当該団体からの派遣による兼職兼業で指導を担うことが考えられるが、これらの教職員は基本的に5年で異動することとなることから、異動後の後任者が前任者同様に指導を担いたい教職員が配置されるとは限らない。その場合、地域クラブに指導者が存在している場合は、休日における子ども達の指導が成立する可能性は高いものの、当該後任教職員が担うことができず、なおかつ地域クラブに指導者が不在の場合は、休日の指導は成立しなくなる可能性が高いことが予想される。

よって、地域クラブで指導を担っている教職員が人事異動する際は、当該指導を担うことの出来る後任者に係る希望を、佐呂間中学校長は佐呂間町教育長に要望し、その要望を踏まえ佐呂間町教育長はオホーツク教育局の人事協議に反映させていく必要がある。

イ 人事異動による引継ぎ

教職員が人事異動する際は、部活動指導員による部活動であれ、地域クラブ活動であれ、異動後に円滑に部活動や地域クラブ活動を開始できるよう、学校と部活動指導員及び地域クラブ間、異動者と後任者間における引き継ぎをしっかりと行うことが肝要である。

(2) 地域社会との役割分担に関する課題

①学校の関わり方について

ア 部活動との接続

休日の部活動が地域クラブ活動に移行したとしても、平日においては部活動が継続しており、その指導は、引き続き教職員が行うこととなる。

よって、学校の部活動顧問（部活動指導員含む。）と地域クラブの指導者との接続を良好なものとする事は極めて重要である。

そのため、学校は、地域クラブ指導者との関係構築を主導していくことが望まれる。

イ 教育委員会との連携

学校は、地域クラブ活動に移行するまでの間、仕組みが混在することとなる。すなわち、部活動指導員の配置のある部とない部、地域クラブ活動に移行した部としていない部、地域クラブに所属し兼職兼業により地域クラブで指導する者としいない者が入り混じることとなる。

そのため、教育委員会は、現状を的確に把握し、子ども達の活動のみならず、学校、部活動指導員、地域クラブ及び教育委員会がそれぞれどのような事務処理が必要になるのか役割分担を整理し共有できるよう、きめ細やかに支援する必要がある。

②地域クラブと教育委員会の連携等

地域クラブ活動を持続的に運営していくためには、各種団体が地域クラブ活動を行う中における困り感等がないか等を教育委員会が適切に把握し、必要に応じ困り感等の解消に努めることが重要である。

また、子ども達の多様なニーズに応じていくためには、各種スポーツ少年団や文化連盟等の団体、近隣の市町村を含めた子ども達のニーズのあるスポーツや文化芸術の経験のある者等の協力を得る必要があり、子ども達のニーズと各種団体とのマッチングを恒常的に行うことが必要である。その際、活発に行われている活動に囚われることなく、活動の時間帯や活頻度等がどのようであればマッチングできるのか等、きめ細やかに調整を行うことで、少しでも子ども達のニーズに応じていく姿勢で調整することが望まれる。

(3) 指導者確保等に関する課題

①指導者の仕事を巡る課題及び人材確保等について

ア 活動の開始時間等の調整

指導者となる者の中には、休日に仕事に従事している者も存在することが考えられる。

そのため、1つの方法として、学校は指導者の休日の勤務状況に合わせ、地域クラブ活動開始時間を調整することが考えられる。一方で、指導者が職場における休日の勤務時間の割振り変更を行い、現在学校の部活動で行われている開始時間に合わせる方法が考えられる。

また、地域クラブ活動を持続可能なものとするためには、指導者が指導できる時間に合せた活動日、活動時間を設定することの理解も重要である。

そのため、教育委員会及び学校は、指導者と活動日、活動時間を含めた調整を図りつつ、子ども達や保護者の理解を得る働きかけが望まれる。

なお、指導者の都合により時間帯が変更となること、時には指導できない日があることも念頭に置く必要があり、その際、前述のとおり、見守りがなくとも安心安全に子ども達が自ら主体的に行うことのできる活動を行うことが出来るよう、日頃から指導したり、プログラムを準備しておくなどの措置も考えておくべきである。

イ 職場の理解

上述アのとおり、指導者が地域クラブで指導者として携わる場合、子ども達の多様なニーズにご協力いただくことが、子ども達を地域全体で育む上で非常に重要であることとの理解について、教育委員会は指導者が勤務する職場に対し要請し、理解を得る働きかけが望まれる。

ウ 人材確保

ステップI（1）①1アで述べた指導者を複数確保することで安定的な運営を行うこと、また、ステップI（2）②で述べた各種団体の困り感等の把握やマッチングを恒常的に行うことにより、教育委員会は、指導者の発掘、確保に向けた体制を整備することが重要である。

エ 後継者の育成

佐呂間町に限らず、全国的に少子高齢化は年々進んでいることから、指導者の高齢化も進行することは避けられない現実である。地域にはスポーツや文化活動に参加していた人材が少なからず存在しており、上述ウの人材確保とともに、指導者の後継者を育成し、持続可能な指導体制を構築していくことが必要である。

②指導者に係る費用について

ア 指導者に対する謝礼等

指導者は、国の部活動の地域移行の方針を受け、これまで学校教育の一環であった部活動から新たに構築される地域クラブの指導員として未知の領域で指導に当たることと

なる。これにより、指導者は様々な精神的負担をはじめとする様々な負荷を負うことは想像に難くない。

そのため、指導者に対する謝礼について、参加する児童生徒の保護者が負担することも考えられるが、これまで学校教育の一環として部活動が行われてきた中で指導に対する保護者負担がなかったことを鑑みれば、指導に対する謝礼は保護者負担とすべきでないと考えられる。

また、指導者に対する謝礼はもとより、大会引率等などで指導者が身銭を切るようなことは避けるべきであり、これらの費用については、町が予算を確保することが重要である。

そのため、教育委員会は、謝礼の適正額を定め、大会引率等に係る費用についても指導者の負担が伴わないようにすべきである。

なお、これらのことは、これまで部活動で指導していた教職員が地域クラブの一員として活動する場合においても同様の取り扱いとすべきである。

イ 指導者の保険加入

指導を行う上で指導者が最も懸念する事項は、生徒及び指導者本人が安全に活動できるかどうかである。

よって、指導者が安心して指導できるよう、指導者の保険加入が必要である。

そのため、教育委員会は指導者を保険に加入させるとともに、当該保険料を指導者が負担することないよう整備すべきである。

現在、学校の管理下において事故が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」が適用されている。休日の部活動が地域移行した場合には、本制度と同等以上の補償が適用されることが望ましいことから、スポーツ活動のみならず、文化活動やボランティア活動にも適用される公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入することが適当ではなかいと考えられる。

なお、本件についても、上述の教職員の取り扱いは同じである。

(4) 運営に係る費用、活動場所、交通手段に関する課題

①運営に係る費用について

ア 地域クラブ運営費の補助

現在、学校部活動に対して、町は部活動活動費に対して補助を行っている。

そのため、部活動が地域クラブに移行された活動分については、町は地域クラブの運営費として補助することが適当であり、そのための予算を教育委員会は引き続き確保すべきである。

イ 個人使用以外の負担軽減

子ども達が安心して地域クラブ活動に取り組めるよう、現在部活動を行う際に個人で負担している経費以外の負担が新たに生じることのないよう、教育委員会は学校におけ

る部活動経費の現状を把握し、予算を確保することが望ましい。

②活動場所について

ア 活動場所の確保

生徒の多様なニーズを叶えるための環境整備として、子ども達が活動できる場所の確保が必要となる。子ども達が安心して活動できる場所を確保するために、教育委員会は学校と緊密に連携しながら、町の体育館、小・中学校の体育館等の利用の調整を図ることが必要である。

なお、練習場所の整備を含めた環境作りは、教育委員会が計画的に推進することが望まれる。

イ 部活動間の調整

生徒の活動は、町内における活動場所が限られていることを鑑みれば、複数の活動が同時間・同活動場所となることも考えられることから、地域クラブ間における活動日、活動時間の調整を行うことも必要となる。

そのため、学校は、平日の部活動間において、休日の地域クラブ活動のあり方についてコミュニケーションを図り、子ども達が安心して活動できるよう調整を図り、教育委員会と迅速かつ緊密な連携を図ることが重要である。

③交通手段について

ア 交通手段の確保

スクールバスで通学している生徒の多い佐呂間町においては、子ども達が地域クラブ活動を行う際、当該スクールバス（以下、「町営ふれあいバス」という。）の時間帯と活動時間のタイミングが合わない場合に交通手段の確保が必要となる。現在、日曜日に町営ふれあいバスは運行してないため、活動場所の確保等の観点から、活動が日曜日に行われることになった場合に町営ふれあいバスの運行を求める必要が生じる。

また、合同練習や各種大会に参加する際には、現在は、町有バスの利用回数の制限があることから、その利用条件の緩和を町は検討すべきである。

以上のような対応を講じてもなお交通手段の確保ができない場合は、公的交通手段の利用及び費用の助成、その他、富山県朝日町が整備している「ノッカル」のような制度を構築することも有効な方策であり、町で検討されることを望むものである。

なお、保護者に協力を求め、費用の一定額を補助することも検討すべきである。

イ 町内に点在する施設の利用の交通手段

地域クラブの活動場所は、様々な施設が考えられるところである。

そのため、町営ふれあいバスの利用を基本としつつも、活動時間との関係上適当な時間に乗車できない場合も考えられることから、町営ふれあいバスの運行時間の弾力的運用の検討を町に求めたい。

Ⅱ ステップ2 休日の地域移行（ステップ1）を踏まえ、順次、平日の部活動を地域移行していくために

（1）教職員人事及び再び部活動に戻す可能性に関する課題

休日の部活動を地域クラブに移行した際、指導を担いたい教職員もいれば、経験のない競技等の指導は困難と考える教職員も存在することは、ステップⅠ（1）①アで述べたとおりである。

当該地域クラブで休日の指導を行っていた教職員は、基本的には平日においても地域クラブからの派遣による兼職兼業で指導することを望むことが考えられる。

よって、当該教職員が異動基準年数である5年を満たし異動することとなり、異動後の後任者が指導を担えない場合、教職員以外の地域クラブに属する者が指導することができなければ、これまで教職員が担っていた平日の地域クラブ活動の継続が困難となることから、極めて大きな問題である。ステップⅠ（1）②アにおいて、「地域クラブで指導を担っている教職員が人事異動する際は、その後任が指導を担うことの出来る後任の希望を、中学校長は佐呂間町教育長に要望し、その要望を踏まえ佐呂間町教育長はオホーツク教育局の人事協議に反映させていく必要がある。」と述べたのはこのためである。

そのため、一度は地域クラブに移行したものの、指導者の不在により再び部活動として活動を行わなければ子ども達のニーズに応えることができなくなる可能性は大いにあり得ることであり、ステップⅠ（1）①本文において、「再度部活動に戻すことも考えられることを押さえておく必要がある。」と述べたのは、このような事態も想定されるからである。

（2）教職員人事以外に関する課題

上記（1）の課題以外の課題については、ステップⅠに同様である。

（3）高等学校との接続に関する課題

「1はじめに」、のとおり、佐呂間中学校を卒業した生徒の5～6割が佐呂間高等学校に進学している。現在、佐呂間中学校に設置されている部活動が佐呂間高等学校には設置されていない部活動があり、その逆もしかりである。

今年度から、佐呂間町教育委員会が、「0歳から18歳までを見通した佐呂間町の教育」の構築を進めていることを踏まえれば、また、子ども達のニーズにいかに対応していくかを鑑みれば、中学校と高等学校における設置者の別はあるにしても、学びの連続性及び指導の連続性は大きい検討されることが望まれる。

よって、高等学校の教員が中学校の生徒を、中学校の教員が高等学校の生徒を部活動において指導することは大いに歓迎されるべきであり、地域クラブに高等学校教員が所属して兼職兼業で指導を行うことも検討が望まれる。このことは、指導者の確保の意味においても重要である。よって、高等学校の部活動を地域移行することも今後検討されることが望まれる。

5 おわりに

以上をもって、佐呂間町における部活動の今後のあり方についての答申とするが、5回の協議を重ねる中で、指導者の確保、部活動を実施する場所、町内を移動する交通手段等、解決すべき課題が多く見えてきた。部活動の地域移行は全国画一なものではなく、それぞれの市町村でそれぞれの課題があり、それらを解決することで、当該市町村における部活動の地域移行が実施されるもの考える。

我が国は今、人口減少と少子高齢化、人材不足や後継者不足、長時間労働に端を発する働き方改革等抱える社会的課題は山積されているが、これは本町でも例外ではない。協議会で議論を重ねていく中で、部活動地域移行の課題は、部活動という小さな枠組みではなく、佐呂間町全体の課題として置き換えることができるのではないかと考えられた。

将来にわたり、子ども達が行き組みたい部活動とするためには、見えてきた課題について一つひとつ解決していくことが必要であり、その為に、教育委員会や中学校がそれぞれの課題解決に向けた議論を進め、更に、町や地域住民を広く巻き込んで議論されることが必要である。

そのため、まずは、休日の部活動地域移行に向けて議論が整ったものから実施していくことが必要である。

その上で再度議論が必要な場合は、より良いものにするためにその都度議論を重ね、平日の部活動の地域移行に繋げて行くことにより、佐呂間町の部活動地域移行が子ども達の豊かな学びの場となることを期待する。

<参考資料>

佐教第 141 号
令和5年5月24日

佐呂間町部活動地域移行検討協議会長 様

佐呂間町教育委員会教育長
谷 川 敦

町立学校における部活動の今後のあり方について（諮問）

学校における部活動において、児童生徒の多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るための今後のあり方について、貴協議会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

1 諮問事項

町立学校における部活動の現状を踏まえ、持続可能な運営に必要な主体のあり方、地域社会との役割分担、指導者確保等の諸課題の対応のために必要な事項について

2 諮問理由

部活動の改革について、中央教育審議会答申及び国会での審議を踏まえ、スポーツ庁は、令和2年（2020年）9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を公表し、休日部活動の段階的な地域移行等を推進する方針を示しました。

また、令和4年（2022年）12月には、スポーツ庁及び文化庁は、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関するそれぞれの検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定しました。続いて、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する方向性を示しました。

少子化が進行していく本町においても、児童生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりや教職員の働き方改革の推進は重要な課題であります。

そのため、町立学校における部活動について、児童生徒の多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るための今後のあり方等について、貴協議会の意見を求めるものです。

3 報告を希望する時期

令和6年（2024年）3月頃

佐呂間町部活動地域移行検討協議会設置要綱

令和5年3月20日
教育委員会訓令第3号

(設置)

第1条 この要綱は、国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」の提言等を踏まえ、本町の生徒にとって望ましい部活動のあり方や地域移行等について検討を行うため、佐呂間町部活動地域移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に関すること。
- (3) その他、部活動に関し必要と認める事項

2 検討協議会は、検討した結果をとりまとめて教育長に答申するものとする。

(組織)

第3条 検討協議会は、13人以内をもって組織する。

2 会長は、次に掲げる者の中から教育長が任命する。

- (1) 佐呂間中学校の校長
- (2) 各小学校長
- (3) 佐呂間高等学校の校長
- (4) 小学校及び中学校教員
- (5) 佐呂間町PTA連合会
- (6) 社会教育委員
- (7) スポーツ推進委員
- (8) スポーツ協会
- (9) 文化連盟
- (10) 少年団本部
- (11) その他、教育長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、検討協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところとする。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、業務を遂行するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 検討協議会の庶務は、教育委員会管理課及び社会教育課において行う。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員には、特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例(昭和31年条例第22条)に基づき報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による協議会の最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

佐呂間町部活動地域移行検討協議会委員名簿

会長 安田 吉雄 副会長 尾崎 実

区 分		氏 名	所属団体・役職等
1	佐呂間中学校の校長	安 田 吉 雄	佐呂間中学校長
2	各小学校長	小 林 冬 季	若佐小学校長
3	各小学校長	二 神 孝 久	佐呂間小学校長
4	各小学校長	佐々木 寿 彦	浜佐呂間小学校長
5	佐呂間高等学校の校長	山 崎 逸 子	佐呂間高等学校長
6	小学校及び中学校教員	阿 部 翔 平	佐呂間小学校教員
7	小学校及び中学校教員	日 笠 竜 一	佐呂間中学校教員
8	佐呂間町PTA連合会	大 室 富 幸	佐呂間町PTA連合会副会長
9	社会教育委員	船 木 桂 輔	社会教育委員
10	スポーツ推進委員	室 井 久 志	スポーツ推進委員委員長
11	スポーツ協会	尾 崎 実	スポーツ協会会長
12	文化連盟	大 宮 義 勝	文化連盟事務局長
13	少年団本部	本 間 満	少年団本部本部長

【委員の任期】令和5年（2023年）5月24日～令和8（2026年）年3月31日

■事務局

佐呂間町教育委員会 管理課・社会教育課

佐呂間町部活動地域移行検討協議会等開催状況

【令和5年】

- 5月24日 ●第1回協議会
- ・任命書交付
 - ・検討協議会会長及び副会長選任
 - ・町立学校における部活動の今後の在り方について（諮問）
 - ・協議事項
 - （1）アンケート調査について
 - （2）今後の日程について

●佐呂間町部活動地域移行説明会

講師：スポーツ庁

地域スポーツ課

課長補佐 竹河 信裕 氏

文化庁

学校芸術教育室

参事官補佐 西尾 佐枝子 氏

- 7月26日 ●第2回協議会
- ・協議事項
 - （1）アンケート結果について
 - （2）中学校部活動の現状と今後について

- 10月31日 ●第3回協議会
- ・協議事項
 - （1）佐呂間町における部活動地域移行のプロセスについて
 - （2）答申に向けて

【令和6年】

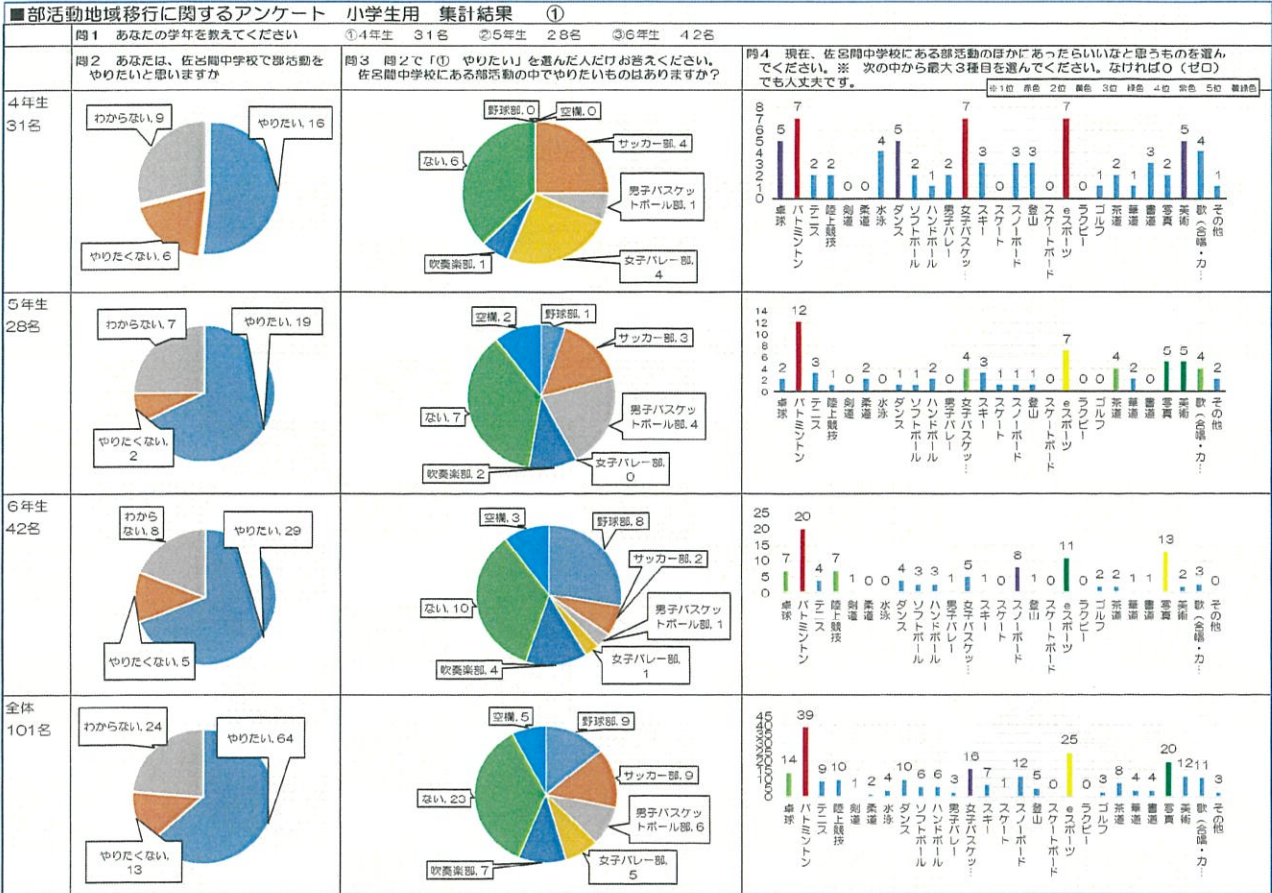
- 1月16日 ●第4回協議会
- ・協議事項
 - （1）佐呂間町における部活動地域移行のプロセスについて（修正版）
 - （2）町立学校における部活動の今後のあり方について（答申）（案）について

- 3月21日 ●第5回協議会（書面協議）
- ・協議事項
 - （1）学校における部活動の今後のあり方について（答申）（案）について

3月28日 学校における部活動の今後のあり方について（答申）

■アンケート結果

●小学生



●中学生

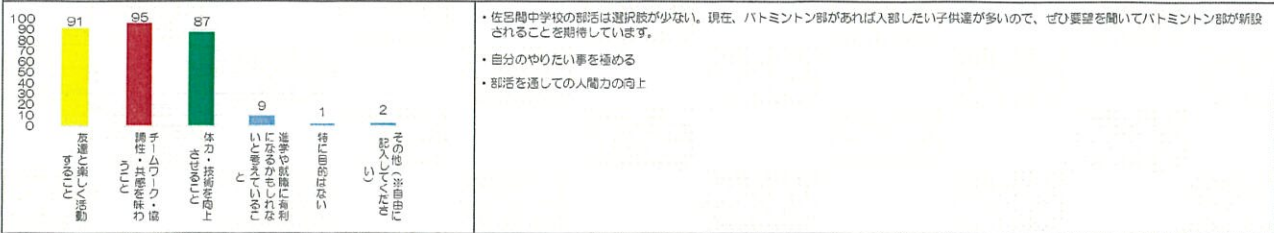
■部活動地域移行名関するアンケート 中学生用 集計結果 ②

	問1 あなたは、学校の部活動に所属していますか？	①運動部 66名	②文化部 8名	③所属していない 27名
	問2 問1で「① 運動部」、「② 文化部」を選んだ人だけお答えください。あなたは、休日（土・日）の部活動をどう思っていますか？	問3 現在、中学校の部活動の休日（土・日）活動について、地域のクラブなどに移行（地域移行）していくことが全国で検討されています。地域移行によって、これまで学校になかった競技などに参加できたり、学校の先生ではない方が指導者となる可能性があります。そのような活動に参加したいですか？	問4 あなたは、複数の部活動に所属可能ならば所属しますか？	
運動部 66名				
文化部 8名				
所属していない 27名				
全体 101名				
	問5 あなたは、部活動指導がオンラインにより行われることになった場合どの様に思いますか？	問6 あなたが、今後やってみたいと思う部活動は何ですか？	問7 部活動についてあなたが思うことを自由に書いてください。	
運動部			<ul style="list-style-type: none"> 行かされているものではないから参加するならしっかりやるほうが良い 練習が多い 楽しい(3) 月からは〇〇土日は△△みたいに柔軟に参加できるようになれば良い もっと練習試合をいっぱい入れて欲しい 同年代の人とやりたい バスケのゴールを自動にしてほしい(4) やりたいからはいっているからがんばりたい 部活動の時間をもっと増やしてほしい 体を使うもの以外の部活動を取り入れてもらいたい 	
文化部			<ul style="list-style-type: none"> 帰る時間が遅い 外部から来てもらって自分の進化に近づく、自分が改善して来てもらってよかったと思いました。 部活は改善するには欠かせないものだと思う。 	
所属していない			<ul style="list-style-type: none"> ない 部活が少ない 佐宮間中学校の部活が少なくて羨まします.....!!!!!!11 勝ちたいがために部長に厳しい指導を強いる顧問はよく思わないです。 	
全体				

●保護者

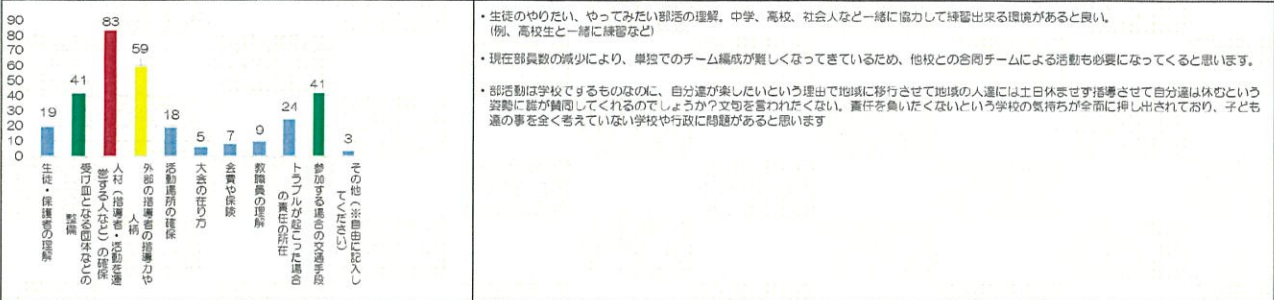
■部活動地域移行に関するアンケート 保護者用 集計結果 ③

問1 あなたのお子様が中学校で部活動に参加することで期待することは何ですか？



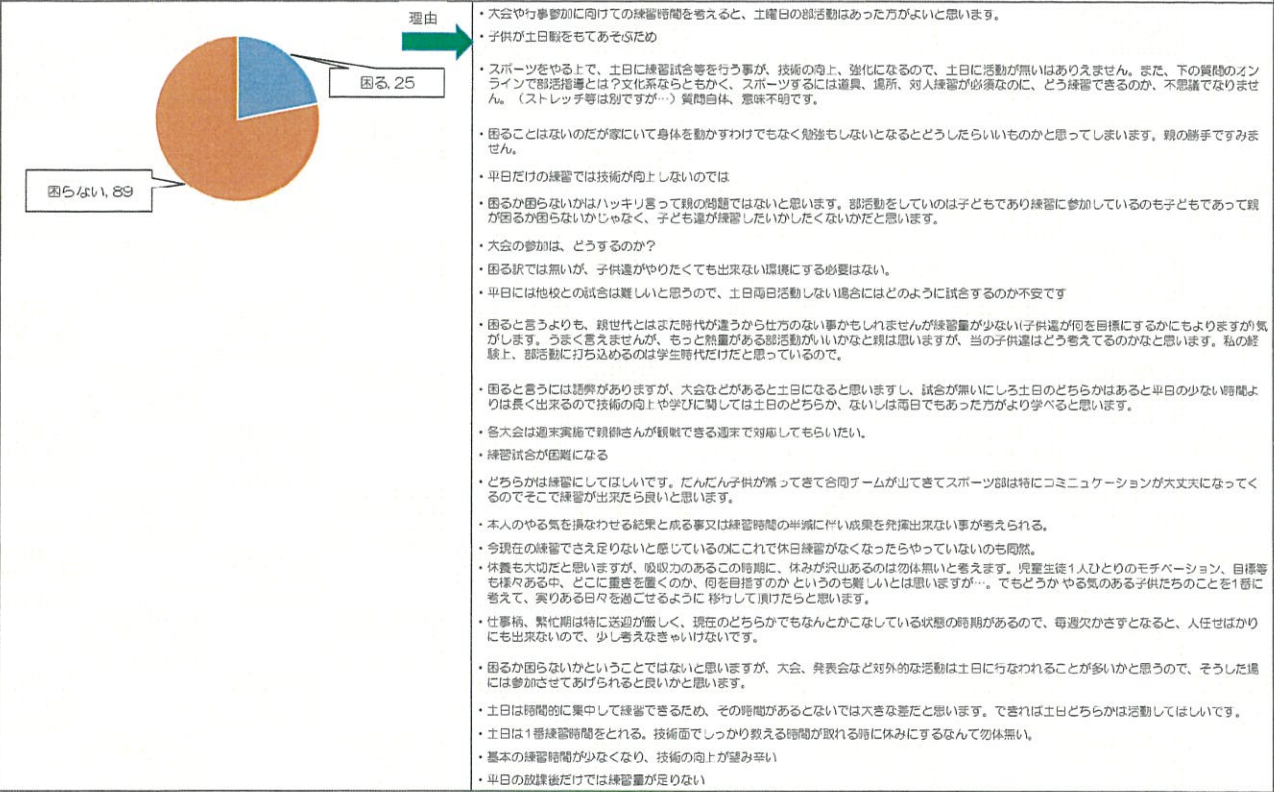
- ・ 佐呂間中学校の部活は選択制が少ない。現在、バドミントン部があれば入部したい子供が多いので、ぜひ要望を聞いてバドミントン部が新設されることを期待しています。
- ・ 自分のやりたい事を極める
- ・ 部活を通しての人間力の向上

問2 あなたは、部活動の地域移行に関して、課題と感じることはどの様なことでしょうか？



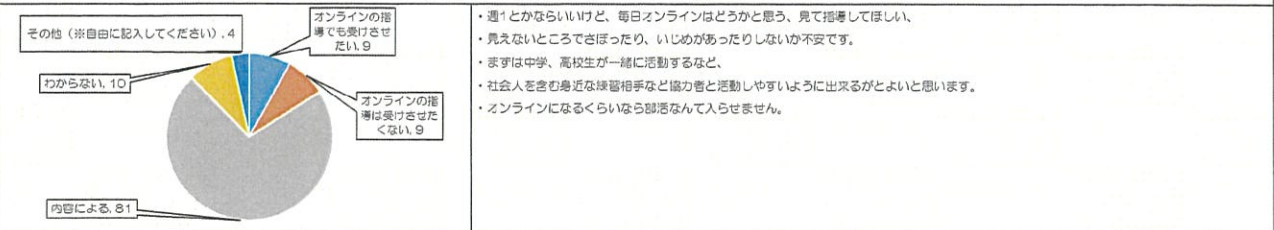
- ・ 生徒のやりたい、やってみたい部活の理解、中学、高校、社会人など一緒に協力して練習出来る環境があると良い。(例、高校生と一緒に練習など)
- ・ 現在部員数の減少により、単独でのチーム編成が難しくなっているため、他校との合同チームによる活動も必要になってくると感じます。
- ・ 部活動は学校でできるものなのに、自分が楽しみたいという理由で地域に移行させて地域の人達には土日休ませず指導させて自分達は休むという姿勢に誰が賛同してくれるのでしょうか？文句を言われたくない。責任を負いたくないという学校の気持ちや余前に押し出されており、子ども達の事を全く考えていない学校や行政に問題があると思います

問3 現在、中学校の部活動において土・日のどちらかを休日にしてはいますが、部活動の地域移行にともない、土・日両方を活動しないことになった場合、どの様に思いますか？
また、①の場合、その理由を記入してください。 ①困る ②困らない



- 理由
- ・ 大会や行事参加に向けての練習時間を考えると、土曜日の部活動はあった方がよいと思います。
 - ・ 子供が土日暇をもてあそぶため
 - ・ スポーツをやる上で、土日に練習試合等を行う事が、技術の向上、強化になるので、土日に活動が無いはありません。また、下の質問のオンラインで部活指導とは？文化系ならともかく、スポーツするには道具、場所、対人練習が必須なのに、どう練習できるのか、不思議でなりません。(ストレッチ等は別ですが…)質問自体、意味不明です。
 - ・ 困ることはないのだが家にいて身体を動かすわけでもなく勉強もしないとなるとどうしたらいいものかと思ってしまいます。朝の朝練ですみません。
 - ・ 平日だけの練習では技術が向上しないのでは
 - ・ 困るか困らないかはハッキリ言って親の価値観ではないと思います。部活動をしてるのは子どもであり練習に参加しているのも子どもであって親が困るか困らないかじゃなく、子ども達が練習したいかしたくないかだと思います。
 - ・ 大会の参加は、どうするの？
 - ・ 困る訳では無いが、子供達がやりたくても出来ない環境にする必要はない。
 - ・ 平日は他校との試合は難しいと思うので、土日毎日活動しない場合はどのように試合するのか不安です
 - ・ 困ると言うよりも、親世代とはまた時代が違うから仕方ない事かもしれませんが練習量が少ない子供達が何を目標にするかにもよりますが気がします。うまく言えませんが、もっと熱量がある部活動がいいかなと親は思いますが、当の子供達はどう考えてるのかなと思います。私の経験上、部活動に打ち込めるのは学生時代だけだと思っているので。
 - ・ 困ると言うには理由がありますが、大会などがあると土日になると思いですが、試合が無いにしろ土日のどちらかはあると平日の少ない時間よりは長く出来るので技術の向上や学びに関しては土日のどちらか、ないしは毎日でもあった方がより学べると思います。
 - ・ 各大会は週末実施で親御さんが観戦できる週末で対応してもらいたい。
 - ・ 練習試合が困難になる
 - ・ どちらかは練習にしてほしいです。だんだん子供が増えてきて合同チームが出てきてスポーツ部は特にコミュニケーションが大丈夫になってくるのでそこで練習が出来たら良いと思います。
 - ・ 本人のやる気を損なわせる結果と成る事又は練習時間の半減に伴い成果を発揮出来ない事が考えられる。
 - ・ 今現在の練習でさえ足りないと感じているのにこれで休日練習がなくなったらやっけないのも同然。
 - ・ 休養も大切だと思いますが、吸収力のあるこの時期に、休みが沢山あるのは勿体無いと考えます。児童生徒1人ひとりのモチベーション、目標も様々ある中、どこに重きを置くのか、何を目標とするのかというも難しいとは思いますが…。でもどうかやる気のある子供たちのことを1番に考えて、突っ走る日々を過ごせるように移行して頂けたらと思います。
 - ・ 仕事柄、繁忙期は特に送迎が厳しく、現在のどちらかでもなんとかこなしている状態の時期があるので、毎週欠かさずとなると、人任せばかりにも出来ないのでは、少し考えなきゃいけないです。
 - ・ 困るか困らないかということではないと思いますが、大会、発表会など対外的な活動は土日に行なわれることが多いかと思うので、そうした場には参加させてあげられると良いかと思います。
 - ・ 土日は期間的に集中して練習できるため、その時間があるといでは大きな差だと思います。できれば土日どちらかは活動してほしいです。
 - ・ 土日は1番練習時間をとれる。技術面ですっかり教える時間が取れる時に休みにするなんて勿体無い。
 - ・ 基本の練習時間が少なくなり、技術の向上が望み辛い
 - ・ 平日の放課後だけでは練習量が足りない

問4 あなたは、お子様の部活動指導がオンラインにより行われることになった場合どの様に思いますか？

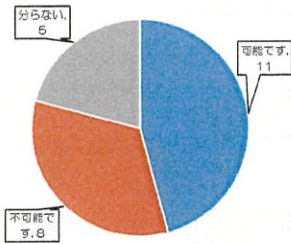


- ・ 週1とかならいいけど、毎日オンラインはどうかと思う、見て指導してほしい、見えないところでさぼったり、いじめがあったりしないか不安です。
- ・ まずは中学、高校生と一緒に活動するなど、
- ・ 社会人を含む身近な練習相手など協力者と活動しやすいように出来るがよいと思います。
- ・ オンラインになるくらいなら部活なんてやらせません。

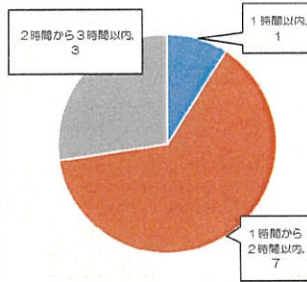
●団体用

■部活動地域移行に関するアンケート 団体用 集計結果 ④

問1 あなたが所属する団体等で休日（土曜日）に中学生の活動を支援するため中学生の活動を支援するためご指導いただくことは可能ですか？

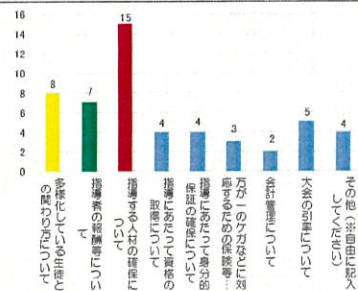


問2 問1で「① 可能です」を選んだ団体だけお答えください。休日（土曜日）に子ども達の活動を指導する場合どれくらいの時間が可能ですか？また、ご指導いただける種目（競技名等）、団体名、内容（時間帯等）についてご記入ください。



種目（競技名等）	団体名	内容（時間帯等）
1 サッカー	佐宮間サッカー少年団	時間帯は要相談。指導者次第。
2 バレーボール	佐宮間バレーボール少年団	現在、小学生と中学生男子を土曜日の13時30分から17時まで活動しているのでこの時間帯であれば
3 生け花	華松園（松月堂吉流）	
4 柔道	柔道少年団	15時から17時
5 ゴルフ	佐宮間ゴルフ同好会	特になし
6 パークゴルフ	パークゴルフ協会	

問3 ご指導にあたって整理すべき課題や気になることは何ですか？



- ・協会としてどこまで行うのか（指導者の派遣だけなのか、活動の運営も行うのか）がわからないので、問1もわからないと返答しました。活動していくにあたっては、練習・試合会場への移動（送迎）やそのための経費負担が大きな課題になると 思います。送迎をすべて保護者任せにすると、そのために参加できない子どもたちが発生する可能性があります。指導者の確保については、本人の意思があっても仕事上時間を作るのが難しい人もおり、職場の理解を得ることも課題になると思います。
- ・同員の父親がコーチをしているため、指導者として長く関わることがない。自分の子供が所属しているため指導をしているが、保護者の多くは会社勤めであることから、休日に指導を行うとなると報酬や身分の保証の課題がある。場合によっては職場の理解も必要になる。
- ・少年団の大会と中学生の大会が重なっている場合がありその場合の引率はどうするのか？スポーツの指導と教育としての役割とが必ずしも一致するものではないと思うので、その辺りの生徒への接し方や対応などをどう考えて行くのか。
- ・部活動への関わり方などの制度化や体制作りが具体的に分からないため、現状では何とも回答できない。
- ・お花代の負担（1回1,000円から1,500円）
- ・競技の強化よりも、スポーツの楽しさ、苦しさの体験や体力強化を目指すことを致したい
- ・特にゴルフにはクラブが必要になります